

【地域の概要】

- 御嵩町は岐阜県の中南部、可茂地域の南部に位置し、森林が約60%を占める。農業経営の中心は水稲。
- 中地区は御嵩町の西部に位置し、令和5年3月に新たに人・農地プランを策定（町内 計6プラン）。
- 同地区の人・農地プランの概要は以下のとおり

農地面積：101.1ha 担い手耕作面積：17.61ha 中心経営体：認定農業法人1 認定農業者1

①取組開始前の状況や課題

町内の遊休農地面積

○土地所有者の高齢化が進み、遊休農地化が進んでいる。

R3遊休農地 緑区分12ha
黄区分4ha

R4解消目標 3ha

農業委員会主導の解消活動

○改正農業委員会法による新体制となったことを機に、平成30年度から農業委員会が解消後の耕作者まで確保した上で、委員総出で除草等を行い、遊休農地解消の成果をあげてきた

H30 51a
R1 77a
R3 34a

○令和4年度も、農地所有者、解消後の耕作者の合意が得られた遊休農地について、解消活動を行うこととした

②取組内容

遊休農地の利用意向調査等（R3.11）

○7月の利用状況調査で田18aを新たに緑区分と判断し、11月に県外在住の所有者へ利用意向調査書を送付した。

○所有者から12月に、農地中間管理機構を利用したいと回答があったため、利用調整を開始。

○周辺を耕作する個人の水田農業者と合意でき、再生後の出口が決定。

解消活動の実施（R4.12）

○県の「農地イキイキ再生週間」活動に位置づけ、農業委員・推進委員18人、県農林事務所、町、農業会議が参加。

○委員が持ち寄った刈払機やスライドモアで、2mほどあった草をチップ状に粉碎した。

遊休農地解消緊急対策事業（R5.1～）

○除草後の抜根、耕起は農地中間管理機構が国事業を活用し、耕作できる状態で転貸するよう整備した。

③今後の展開と方向性

再生後の農地（R5.2～）

○再生した18aは、農地中間管理機構を通じて2月から10年間の貸借

人・農地プラン、地域計画の話し合いでの遊休農地対策（R5・R6）

○中地区、御嵩地区のプランを新たに策定し、町内の計6プランをベースに地域計画策定が進んでいく。

○担い手が入った話し合いの中で、更なる遊休農地の解消や、遊休農地になる前の集積・集約化について検討していく。

○一時的な遊休農地解消とならないよう、引き続き担い手の確保と一体で進めていく。

○農業委員会の遊休農地解消などの活動が地域や農業者に見えるようにし、優良農地の確保の機運を高めていく。

中地区（18a）再生作業

<遊休農地の形状・周囲の状況>



<再生前>



<再生作業>



<再生後>

